

## 予納郵便料一覧表

## 知的財産高等裁判所

	事件の種別	審決取消訴訟 控訴 再審		附帯控訴		抗告 (当事者1名につき)		上告提起 上告受理申立		特別抗告提起 抗告許可申立 (当事者1名につき)	
		金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数
郵便切手の場合	総額	6,000円		3,000円		3,000円		6,000円		3,000円	
	内訳	500円	8枚	500円	4枚	500円	4枚	500円	4枚	500円	2枚
		110円	10枚	110円	4枚	110円	2枚	350円	6枚	350円	2枚
		100円	5枚	100円	4枚	100円	4枚	110円	8枚	110円	5枚
		50円	5枚	20円	6枚	20円	9枚	100円	7枚	100円	4枚
		20円	5枚	10円	4枚	10円	20枚	20円	10枚	20円	10枚
		10円	5枚					10円	12枚	10円	15枚
備考	当事者1名増すごとに3,000円を追加 〔内訳〕 500円 4枚 110円 4枚 100円 4枚 10円 16枚		当事者1名増すごとに1,500円を追加 〔内訳〕 500円 2枚 110円 2枚 100円 2枚 10円 8枚		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加		当事者1名増すごとに3,000円を追加 〔内訳〕 500円 2枚 350円 2枚 110円 8枚 100円 3枚 10円 12枚		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加  特別抗告提起, 抗告許可申立の両方を申し立てる場合, 特別抗告提起, 抗告許可申立のそれぞれに必要な		
保管金の場合	総額	6,000円		3,000円		3,000円		6,000円		3,000円	
	備考	当事者1名増すごとに3,000円追加		当事者1名増すごとに1,500円追加		当事者1名増すごとに上記の金額(3,000円)を追加		当事者1名増すごとに3,000円追加		当事者1名増すごとに上記の金額(3,000円)を追加  特別抗告提起, 抗告許可申立の両方を申し立てる場合, 特別抗告提起, 抗告許可申立のそれぞれに必要な	

郵便費用の予納は、保管金の納付（金銭の納付）により行うこともできます。残額が切手ではなく金銭で返還されるなどのメリットがあります。また、電子納付（ペイジー）が利用できるなど、手続も簡便です。是非ご利用ください。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください（現金を窓口納付する場合、当庁ではお釣りを出すことができませんので、お釣りが出ないようにお持ちください。）。